

# 大分県報

令和四年  
九月三十日  
号外（六四）

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正……………一

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第四十四号

#### 大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項中

長期優良住宅維持保全  
計画認定申請に係る審  
査手数料

長期優良住宅建築等計  
画変更（譲受人の決定  
及び区分所有住宅の管  
理者等の選任に係るも  
のを除く。）又は長期  
優良住宅維持保全計画  
変更認定申請に係る審  
査手数料

に改める。

長期優良住宅建築等計  
画変更（譲受人の決定  
及び区分所有住宅の管  
理者等の選任に係るも  
のを除く。）認定申請  
に係る審査手数料

を

### 附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。